

## 平成26年度 第1回京都市公共事業評価委員会 議事概要

第1回委員会では平成20～24年度に再評価を実施した事業のフォローアップ報告を行った。

1 日 時 平成26年7月1日（火） 午後1時30分～午後3時35分

2 場 所 京都ガーデンパレス 2階「祇園」

3 出席者

(1) 委 員

小林委員長、荒川副委員長、大山委員、葛城委員、川浦委員、徳久委員、中川委員

(2) 市職員

建設局長、建設局防災・減災担当局長、建設局建設企画部長、建設局建設企画部担当部長、建設局土木管理部担当部長、建設局道路建設部長、建設局道路建設部担当部長、建設局みどり政策推進室長、建設局都市整備部長、都市計画局住宅室担当部長、上下水道局下水道部長、ほか関係職員

4 内 容

委員会における質疑応答は、以下のとおり。

・街路事業「H24-2 中山石見線」

<質疑応答無し>

・街路事業「H23-2 鴨川東岸線（第二工区）」

<質疑応答無し>

・道路事業「H23-4 城南宮道」

<質疑応答無し>

・河川事業「H24-4 西野山川」

<質疑応答無し>

・河川事業「H24-5 西高瀬川（有栖川工区）」

委 員： 完成予定年度が平成36年度と随分先になっている理由は。

京都市： 四条通に「梅津橋」という橋梁が架設されているが、この橋梁の部分も有栖川の断面が小さく拡幅を行う必要があり、それに伴い「梅津橋」も架け替えを行う必要がある。四条通は、この地域の幹線道路のため、通行止めや片側交互通行の規制も困難であることから、工事に先立ち仮橋を設置する必要があるとともに、橋梁に添架されている関西電力、NTT、大阪ガスなどの管を移設する必要がある。そのため、橋梁に添架されている管の移設から仮橋・本橋の架設、最後の復旧まで約6年の工期を見込んでいる。この箇所の整備に相当の時間を要するため、完成予定年度が平成36年度と少し先になっている。

#### ・河川事業「H24-6 善峰川」

委員： 現在、改修を進めている河川事業が完成すれば、昨年の台風18号のような規模の台風が来ても対応できるのか。対応できない場合は、計画を見直す予定があるのか。また、河川整備の予算確保が非常に厳しい状況の中で、市の中心部で実施する事業の予算確保はそれほど難しくなく、周辺部で実施する事業については、なかなか予算の確保が難しいということか。

京都市： 具体的に昨年の台風18号の降雨パターンをこの流域に当てはめて検討しているが、善峰川は30年に1度の降雨に耐え得る断面で改修を行っているので、この規模の河川としては十分であると理解している。河川事業の予算については、本日報告している3河川についても予算配分が非常に厳しい状況である。現在、本市の河川事業では、断面が非常に小さく、浸水被害が発生している山科区の旧安祥寺川の改修に多くの予算を充てている。山科区はJR東海道本線が東西に通っているが、そのほとんどの区間が盛土構造で、堰堤のような構造になっている。旧安祥寺川の改修は、JR東海道本線の下を貫通する工事であるため、非常に多額の事業費を要している。このような大規模工事が完了すれば、本日報告したような河川にも予算を充当し、事業の進捗を図っていきたいと考えている。

#### ・都市公園事業「H24-7 宝が池公園（広域）」

委員： 宝が池公園は、広大な自然に囲まれた魅力的なエリアで整備を進めてもらいたいと思う。桜景観の創造については、剪定や桜守など維持管理が大変と聞いているが、その費用は京都市で負担するのか。

京都市： 整備の費用については、国の補助事業でできるものは国の補助事業で行い、桜などの費用はできるだけ寄付を受けるなどして行いたいと考えている。維持管理の費用については、山の景観であるため、街区公園のような管理は必要ないと考えており、できればあまり手を入れなくて済むよう最初から工夫してやっていきたい。1本1本丁寧に維持管理をすると、かなりの費用と時間も掛かるので、これまで積み重ねてきた知見を利用して、最初に植栽する段階から工夫していきたい。

委員： 桜景観と体育館が終わった後、次の新たな計画は何か考えているのか。事業が長期化していることもあり、将来ビジョンを聞かせて欲しい。

京都市： 宝が池公園の南側の部分がまだ用地買収できておらず、事業が長期化している。しかし、その部分は松ヶ崎の歴史的風土特別保存地域にもなっているため、いずれかの時点で公園区域の見直しをしていくかどうかの判断をしていかなければならないと考えている。そこを除くと、ほとんど用地が買収できており、事業として収束できると考えている。

委員： 前回の再評価時に、事業範囲の妥当性を継続的に検証すべきという意見があったと思うが、具体的に進められている内容を教えて欲しい。

京都市： 公園区域を見直すとすれば、歴史的風土特別保存地域の部分をどうするのかということになるので、関係部署と協議をしながら、早急に結論を出していきたい。

#### ・土地区画整理事業「H22-8 伏見西部第五地区」

委 員： 近年、都市整備に関しては、インフラの維持管理が長期的に見ると非常に膨大なコストが掛かるということで、集約化を進めるべきではないかという議論が多々あると思う。京都市でも財政が非常に厳しい状況であるため、かつてのように面が点在しているような開発を行うことが有意義かどうかということに疑問が残る。京都市には恐らく他にも工業団地がいくつかあって、そちらの方も企業誘致が不十分であるという結果が出ているにも関わらず、このような計画を続ける妥当性がどの程度あるのかという点について説明して欲しい。

京都市： 京都市の工業団地の計画は、戦前から戦後にかけて、桂川左岸地域で約1,000haに及ぶ都市計画決定を行い進めてきたが、現在は「住」と「工」が混在した町になっており、当初の目標を100%達成できているかというとそうではない。京都市も、産業観光局が産業の育成に取り組んでいるが、現在、ものづくり産業に適した地域が減少しており、この横大路周辺が、今後、工業団地として整備できる残された地域であると考えている。確かに国の考え方は、周辺部のまちづくりからまち中再生という動きになっているが、この横大路のまちづくりについては、単なる基盤整備だけではなく、産業を呼び込む施策について、産業観光局と連携し、協議を行っている。

委 員： 全体的に事業採択年度と完成予定年度には相当な年数の開きがある。道路工事は、市民の方にも迷惑が掛かっている部分も多くあるので、ある程度の年数で終わらせるようなことはないのか。宝が池公園についても、完成まで相当な年数を掛けており、私たちから見るとダラダラしているような感じにも見えかねないが、そのあたりの事情について教えて欲しい。

京都市： 区画整理の面積の全国的な平均は、約30haから40haの規模で施行されており、平均で約20年の施行期間となっているが、本市の区画整理は100haを超える非常に広大な地域を1つの地区として施行している。区画整理の事業期間が長く掛かるのは、もちろん財政状況が厳しいこともあるが、地権者の代表である土地区画整理審議会で1つ1つの課題について提案し、色々な意見を踏まえて事業を進めている関係で長くなっている。

京都市： 今は区画整理事業に関する限って回答させていただいたが、ご質問は公共事業全般についてダラダラしているのではないか、事業効果の発現がなかなか見られないという指摘であると思う。これには色々な理由があるが、1つには例えば、道路や河川の事業を進めて行く前提となるのは、計画区域の方々の用地買収に非常に時間が掛かるということである。用地買収になかなか理解が得られないことや、仮に理解が得られたとしても、財源の確保がなかなかできず、一気呵成に事業を進めることができないなど様々な事情がある。そのような中で、成り行き任せにダラダラ続けて行くことがないよう、このような委員会で叱咤激励をしていただき、いただいた意見を真摯に受け止め、早期に事業効果が発現できるようにその都度目標を定め、事業の早期完成に努めていく。

委 員： 調書に記載されている進捗率が2%程度と低い数字であるが、これは事業見直し

前の当初事業費を基に出している数字のためという理解でよいか。当初402億円程度の全体事業費が見直し後115億円程度になるという説明であったので、その場合、10%近い進捗率になると思うが、それが調書に記載されていないのは少し誤解を招く気がする。

京都市：進捗率が2%程度となっているのは、見直し前の事業費402億円を基に算出しているためである。見直し後の事業費115億円で算出すると、ご指摘のとおり10%程度の進捗率になるが、調書の書き方については、平成22年度再評価時点と平成26年3月末時点を統一している。事業計画変更は7月頃に認可される予定であり、それ以降は全体事業費が115億円となるので、次年度の調書で数字を修正させていただく。

委員：400億円の事業費が4分の1近くになり、面積も半分以下に縮小されたということで、英断をされたと思っている。完成予定年度を10年程度伸ばして、平成37年度に変更するということであるが、10年あるいは20年先においても、インフラ整備により市街化を促進することで、製造業や流通業などの企業進出が本当に見込まれるのか、他の地域の状況を見ても極めて疑問である。そのあたりの見解を教えてもらいたい。

京都市：伏見西部第五地区に隣接している伏見西部第四地区では、京都守口線の東側で約90%の道路が完成しており、そこには物流関係あるいは製造業などの企業が進出している状況である。ただし、工業地域では、用途地域の制限上、住宅も建築できるため、既に「住」と「工」が混在する地域が発生している。単なる基盤整備だけではなく、都市計画上の施策や企業への支援など複合的な政策で将来あるべき姿にならないか、現在、産業観光局とも協議を行っている。

#### ・住宅市街地総合整備事業「H24-9 東九条地区」

委員：事業計画を見直し、範囲を縮小したことは適当であると思うが、事業期間が5年延長される理由は何か。

京都市：緑地については、北河原公園の整備だけが唯一できており、他の緑地については未整備で、この5年間は未整備の緑地を整備していくことになる。ただし、未整備の緑地のうち3箇所には未買収の物件がある。老朽住宅が建っており、その買収を何とか今年度に目途を立てて、緑地を整備したいと考えている。

#### ・住宅地区改良事業「H23-6 三条鴨東地区」

委員：不良住宅という言葉は、この住宅地区改良事業の中で使われる言葉か。先程の住宅市街地総合整備事業では、老朽住宅という言葉であったが、実体的には同じようなことなのか。

京都市：住宅地区改良事業では不良住宅、住宅市街地総合整備事業では老朽住宅と呼んでいる。基本的には同じであるが、少し違いがある、住宅地区改良法では、良住宅と不良住宅に分けており、法律、政令、規則とある中の規則で、具体的に判定基準を設けている。構造上の基礎の形式や設備の関係でトイレの有無など、いくつかの

基準に基づき点数を付け、事業の最初に不良住宅の判定を行い、不良住宅については買収・除却していくことになる。老朽住宅については、住宅市街地総合整備事業の方も同じような判定基準があって、まずそれに基づいて判定する。不良住宅の割合など事業をスタートする前の基準となるものがあるので、それを満たしていれば住宅地区改良事業で実施することができ、それを満たしていなければ、法的な規制が弱い住宅市街地総合整備事業で実施することができる。地区の状況によって事業を使い分けている。

- ・下水道事業 「H20-11 下水高度処理施設整備事業 鳥羽処理区」
- ・下水道事業 「H20-12 下水高度処理施設整備事業 吉祥院処理区」
- ・下水道事業 「H20-13 下水高度処理施設整備事業 伏見処理区」
- ・下水道事業 「H20-14 下水高度処理施設整備事業 山科処理区」
- ・下水道事業 「H20-15 浸水対策事業 新川排水区」
- ・下水道事業 「H20-16 浸水対策事業 西羽束師川第2排水区」
- ・下水道事業 「H20-18 合流式下水道改善対策事業 伏見大手筋地域」

委 員： 全国的に下水道も老朽化が問題になってきているが京都市は大丈夫か。

京都市： 京都市は下水道が開始されて80数年が経過している。当然、戦前につくられた管渠もある。また、その後の高度成長期につくられた管渠も多く存在している。

戦前に施工された管渠約260kmについては、ほぼ対策は完了したが、その後の高度成長期につくられて50年経過した管渠については、現在対策を順次進めているところである。処理場についても、当然一時も停止することができず、下水を速やかにきれいにして淀川や桂川に放流しなければならないため、老朽化した機械については、予防保全的に改築を実施していくことが非常に重要な責務と考えている。その中でより効率の良いものや環境に良いものを、高度処理も含めて新しい施設に順次改築しているのが現状である。

